

○三次市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月16日条例第31号

改正

令和5年3月22日条例第15号

令和6年12月13日条例第47号

三次市個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（下水道事業の管理者としての権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

（開示請求に係る手数料等）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写し等の交付を受ける開示請求者は、当該写し等の作成及び送付に要する経費を別表のとおり負担しなければならない。

（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第4条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

（1）行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

（2）行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

（2）法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（審査会の設置）

第5条 次に掲げる事務を行うため、市に、三次市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1）法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（2）次のいずれかに該当する場合において、法第129条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

ア この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

イ 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

（3）三次市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年三次市条例第15号）第45条の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（審査会の組織及び運営）

第6条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、個人情報の保護等に関し優れた識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴き、必要な調査をすることができる。

5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（三次市個人情報保護条例の廃止）

2 三次市個人情報保護条例（平成17年三次市条例第45号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（旧条例の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者に係る旧条例第3条第2項の規定によるその職務に関して知り得た旧条例第2条第2号の個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 4 次に掲げる者に係る旧条例第13条第3項(同条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定によるその事務又は業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、附則第2項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- (1) 附則第2項の規定の施行前に旧条例第13条第2項の委託を受けた事務に従事していた者
- (2) 附則第2項の規定の施行前に旧条例第13条第4項の規定により同条第2項が準用される指定管理者の指定を受けた法人その他の団体が行う公の施設の管理業務に従事していた者
- 5 附則第2項の規定の施行前に旧条例第15条、第28条又は第36条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第55条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号アに係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を附則第2項の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) 附則第2項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同項の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 附則第4項第1号及び第2号に掲げる者
- 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た附則第2項の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を附則第2項の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 9 附則第2項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。
- 10 この条例の施行の際現に旧条例第45条の規定により置かれた三次市個人情報保護審査会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、この条例第6条第2項による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月22日条例第15号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(令和6年12月13日条例第47号抄)

(罰則の適用等に関する経過措置)

第6条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第7条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則(令和6年12月13日条例第47号)

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	方法	金額
写しの作成	電子複写機による複写	写し1枚につき10円(カラーにあっては写し1枚につき100円)
	その他	当該写しの作成に要する額
写しの送付	郵便	郵便料金相当額

備考 写しの作成の項中「1枚」とは、日本産業規格A列4番の寸法で換算した片面印刷をいう。
